

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第19条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 分割による営業の全部若しくは重要な一部の他の会社への承継又は他の会社からの承継</u></p> <p><u>(3)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第19条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ本所の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(脱退申請会員の合併等における有価証券の売買)</p> <p>第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の正会員に<u>合併され、分割により営業を承継させ若しくは営業を譲渡する等</u>の場合で、その本所の市場における有価証券の売買及びこれに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買を停止しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年5月1日から施行する。</p>	<p>(脱退申請会員の合併等における有価証券の売買)</p> <p>第43条 本所は、脱退申請会員が、その脱退と同時に、会員として加入する者又は他の正会員に<u>合併され若しくは営業の譲渡を行う等</u>の場合で、その本所の市場における有価証券の売買及びこれに関する取引の未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該脱退申請会員の本所の市場における有価証券の売買を停止しないことができる。</p>